

## 2 避難勧告等の伝達方法

市が、避難準備・高齢者等避難開始（避難準備情報）、避難勧告、避難指示（緊急）を行う場合は、市及び地域支援組織は、下表の手段を用いて、地域住民及び災害時要援護者に対し伝達するものとします。

### 避難勧告等の伝達方法

情報伝達手段	避難準備・高齢者等 避難開始 (避難準備情報) (災害時要援護者等 避難)	避難勧告	避難指示(緊急)
市のホームページによる伝達	○	○	○
広報車による伝達	○	○	○
防災行政無線	○	○	○
テレビ放送、ラジオ放送	△	△	○
(地域支援組織を通じて) 口頭伝達	△	△	○
サイレン			○

△…必要に応じて併用するものとする。

## 3 防災訓練等の実施

災害時要援護者の避難を迅速かつ適切に行うためには、住民一人ひとりが防災意識を高めておくことはもとより、地域支援組織は防災活動だけでなく、平常時から、声かけや見守り活動等、地域における各種活動をとおして災害時要援護者との連携を深めておくことが重要です。

また、地域支援組織は、地域で実施する防災訓練において、災害時要援護者も参加した避難誘導訓練や情報伝達訓練等を実施するなど、災害時に円滑な誘導を行えるよう、実践的な防災訓練を定期的に行うよう努めることが重要です。

## 第5章 避難生活支援

### 1 避難所における災害時要援護者に対する支援

#### (1) 環境整備

避難所となる施設においては、災害発生後、災害時要援護者の避難状況に応じて、障がいのある人用トイレ、スロープ等の段差解消設備を速やかに仮設するよう努めます。

特に体育館等が避難所で避難生活が長期化する場合は、畳・マットを敷く、プライバシー確保のための間仕切り用パーテーションを設ける、冷暖房機器等の増設など環境の

整備に努めます。これらの環境整備に必要な設備については、備蓄で対応するほか、関係団体や事業者と事前協定を締結するなどにより、平常時から対応等を講じておくこととします。

## (2) 情報提供

避難所では、避難者のそれぞれの状態に配慮し、情報が漏れなく伝達されるよう拡声器等の音声によるものと併せて、掲示やビラ等文字によるものなど複数の情報伝達手段を活用して情報提供を行います。

## (3) 個別ニーズへの対応

避難所では、相談窓口や保健師等による巡回健康相談等によって把握した個別ニーズに対して、可能な範囲で速やかに対応するよう努めます。

具体的には、次のようなことが考えられます。

- ア 自力での移動が困難な人に対して、杖や車椅子の確保
- イ 介護が必要な人に対して、介護職員等の派遣等
- ウ トイレに近い場所の確保など、生活環境への配慮
- エ 医療機関と連携する等の配慮
- オ 介護保険法や障害者総合支援法等のサービスにつなげること

## (4) 保健師等による巡回及び市による福祉避難所・医療機関等への移送

保健師等は避難所等を巡回し、健康状態の確認や相談などの保健衛生活動を行います。家族等による移送が困難な場合、福祉部救護班が関係機関と連携し、必要に応じて福祉避難所や医療機関等への移送を行います。

## (5) ボランティアとの連携

災害時要援護者に対する各種の支援を十分に行うためには、ボランティアの活動が大きな力となります。災害時要援護者のニーズを的確に把握し、吹田市社会福祉協議会のボランティアセンター等と連携を図り、ボランティアが避難所や福祉避難所の支援等に効果的に運用できるよう、受入れ体制の整備に努めます。

※避難所では施設管理者等責任者のもと、人材の確保や不足する物資等について、施設が所属する庶務班を通じて、統括部本部班に連絡し、整備に努めます。（避難所運営マニュアル作成指針による）

## **2 福祉避難所の指定・開設**

### **(1) 福祉避難所の指定**

福祉避難所とは、災害時又は発生のおそれのある場合に高齢者や障がい者等、一般の指定避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする者を対象に開設する避難所を言います。平常時から福祉避難所への避難が必要な人の状況等を把握し、災害時に必要数を確保できるよう、あらかじめ福祉避難所の指定に努めます。

福祉避難所として指定する施設は、原則として耐震、耐火構造を備え、バリアフリー化されていることなど、災害時要援護者の利用に適しており、かつ、専門的な人材確保が比較的容易な既存の社会福祉施設等とし、市は、「福祉避難所指定等に向けての運用指針」に基づき、協定締結を進めます。

福祉避難所を指定した場合は、その所在や避難方法等について、災害時要援護者を含む地域住民に対し周知するとともに、周辺の福祉関係者の十分な理解を得るものとします。

### **(2) 福祉避難所の開設**

災害発生時、又は発生のおそれがある場合に、現に通常の避難所に避難してきた者のうち福祉避難所の対象となる者を把握した際には、協議のうえ、福祉部庶務班は福祉避難所の開設を要請します。

要請を受けた施設は、施設の安全を確認した後、施設間連携などによる人材の確保がなされ、受入れ体制が整った場合に、福祉避難所を開設する旨を福祉部庶務班に連絡するものとします。

福祉部庶務班は施設側からの要請があれば吹田市社会福祉協議会などとも連携し、人材の確保に努めるものとします。

### **(3) 福祉避難所設置・運営マニュアル**

福祉避難所の指定を受けた施設は、当マニュアルを基本として、施設の特性或実情に応じた独自のマニュアルを作成して福祉避難所を設置・運営し、当マニュアルについては随時更新するものとします。